# 総務委員会報告資料

### 令和4年12月6日

軺	告事	事項件名	頁
	1	職員の障がい者雇用率について(令和4年6月1日現在)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2	新型コロナウイルス感染拡大防止のための区施設利用定員制限に伴う 施設使用料減額に関する各区の対応状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

(総務部)

### 総務委員会報告資料

令和4年12月6日

件 名	職員の障がい者雇	用率について	 C (令和 4 年		14年12月6  <b>在)</b>
<b></b>	総務部 人事課				
	「障害者の雇用促のガイドライン」に告する。 <b>1 雇用状況(令和</b> 2.29%(対	基づく、足豆	立区職員の随 <b>日現在)</b>		
	2 直近の障がい者	<b>首雇用率推移</b>			(%)
		R1	R2	R3	R4
	足立区	2. 43	2. 51	2. 44	2. 29
	23区平均	2. 46	2.41	2. 47	2. 56
	法定雇用率	2.50	2.50	2.60	2.60
内容	2.65 2.6 2.55 2.5 2.45 2.45				法定雇用率 2 3 区平均
	2.35 2.3 2.25 2.2 2.15				足立区
	2.1 R1	R 2		R 3	R 4

#### 3 令和4年度障がい者雇用率の減少要因

法定雇用率の達成を目標に、常勤職員及び会計年度任用職員の雇用 を進めていたが、以下の理由により雇用率が減少した。

- ① 年度途中の障がい者職員6.5名の退職による減少
  - ※ 障がい者雇用率算定上、週20時間以上30時間未満勤務 の職員は0.5名、週30時間以上勤務の職員は1名とカウ ントする。
- ② 障がい者新規採用内定者2名の辞退
- ③ 雇用率の積算の分母となる総職員数48名の増加

#### 4 今後の対応

法定雇用率の達成を目指し、以下の取組みを実施していく。

- ① 令和5年度は障がい者新規採用職員を7名採用予定
- ② オフィスサポーターの採用
  - ※ 会計年度任用職員の障がい者枠のことであり、各種障がいがあることが採用要件となっている。

#### 5 その他

全国自治体の雇用率は、12月中旬以降に東京労働局のホームページに掲載される予定。

今後の方針

法定雇用率を上回るよう、計画的な採用を進めていくとともに、障がいのある職員が働きやすい環境の整備に努めていく。

## 総務委員会報告資料

令和4年12月6日

	〒和4年12月0日 		
件 名	新型コロナウイルス感染拡大防止のための区施設利用定員制限に伴う 施設使用料減額に関する各区の対応状況について		
所管部課名	総務部 資産管理課		
	新型コロナウイルス感染拡大防止のための区施設利用定員制限に伴う 施設使用料減額に関する各区の状況について、下記のとおり報告する。 1 各区の状況について		
	対応状況		
	減額していない 20区 以下の区以外の区 (足立区を含む)		
	減額している 2区 港区、練馬区		
	かつて減額していたが、 現在は減額していない 1区 文京区		
内容	2 減額対応について 別紙のとおり		
問題点 今後の方針	引き続き、新型コロナウイルス感染動向を踏まえた各区の対応を注視していく。		

### 新型コロナウイルス感染拡大防止のための区施設 利用定員制限に伴う使用料減額対応状況について

		内容	対象	減額対応期間
1	港区	利用定員を定めている施設を利 用定員50%以下の人数で利用し た場合、使用料を半額とする。	(区外事業者、公官署、公益法	当分の間
2	練馬区	通常時より定員を制限して貸し 出す施設を利用した場合、使用 料を半額とする。	特に定めていない	当分の間
3	文京区	利用状況が一定の要件に該当しており、利用定員制限により従前よりも高い使用料を負担している団体は、利用定員制限前の使用料で貸室を使用できる。	定員制限により、利電の 開限によいた。 関限によいたたのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	

#### 【参考】現在の施設利用の定員制限について

「足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」(第17版 令和4年9月8日一部改訂)から抜粋

	定員制限の内容	想定される状況
屋	区施設(学校施設を除く)の貸出では、 屋内で大声あり <sup>**</sup> の場合のみ、収容定員の 50%以内に制限	<ul><li>・ロックコンサート、ポップコンサート</li><li>・スポーツイベント</li><li>・キャラクターショー等の公演</li></ul>
内	学校施設の貸出では、 <b>大声ありの場合の</b> み、教室20人以内、体育館80人以内 に制限	・民謡や合唱、吹奏楽等の練習 ・学校体育館でのスポーツ利用(バレーボール、 バスケットボール他)
屋外	制限なし	

※大声あり…<u>観客等</u>が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発するイベントまたは 必要な対策を十分に施さないイベント